

## ■安全保障輸出管理の目的

安全保障輸出管理は、国際的な平和と安全の維持のため、武器・兵器そのものや、兵器の製造に転用可能な製品や技術が、大量破壊兵器の開発懸念国やテロリスト集団に渡るのを防ぐことを目的としています。

## ■安全保障輸出管理の法令体系

貨物や技術を輸出または非居住者に提供する場合、「外国為替及び外国貿易法」や関連諸法令(以下外為法等といいます)に定める規制対象に該当する場合、経済産業大臣の許可が必要となります。規制には「リスト規制」と「キャッチオール規制」があり、その法令体系の概要は以下のとおりです。

法律		政 令			
外国為替及び外国貿易法 (外為法)	(物) 貨物 第48条	輸出貿易管理令 (輸出令)	リスト規制 1~15項	大量破壊兵器 キャッチオール規制 (平成14年4月導入) 16項	通常兵器補完的 輸出規制 (平成20年11月導入) 16項
	第25条 (技術) 役務	外国為替令 (外為令)	1~15項	16項	16項
物：機械、部品、原材料など 技術：物の設計、製造、使用に関する技術 (ソフトウェアも含む)		規制対象のもの	武器 兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの	リスト規制以外で、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのあるもの	リスト規制以外で、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのあるもの
ホワイト国： 輸出管理を厳格に実施している米、加、EU諸国等(輸出令別表第3) 国連武器禁輸国： 国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止されているイラク、北朝鮮、アフガニスタン等(輸出令別表第3の2)		規制対象地域等	全地域向けが対象	ホワイト国を除く全地域向けが対象	国連武器禁輸国向けが対象 ※特定の品目については、ホワイト国を除く全地域向けが対象

※規制対象となる貨物・技術を許可を取らずに輸出・提供すると、外為法に基づき、罰せられる場合があります。

刑事罰 最大10年以下の懲役、最大1,000万円以下の罰金

行政制裁 3年以内の物の輸出・技術の提供の禁止

その他、社会的制裁、企業イメージの悪化、株主代表訴訟等

## ■当社の安全保障輸出管理

当社は、輸出管理に関する内部規定(コンプライアンスプログラム、略称CP)を制定し、これに基づいて輸出管理体制を組織し、慎重に該非判定や取引審査等を行うなど法令遵守に努めています。なお、この内部規定は1989年、当時の通産省(現経済産業省)に届出・受理されています。(受理番号50)

※当社制御機器サイトには、リスト規制該当機種一覧表やダウンロード利用可能な非該当商品の該非判定書を掲載しています。

[www.fa.omron.co.jp/support/export/](http://www.fa.omron.co.jp/support/export/)

## ■安全保障輸出管理の詳細は、つぎのWebサイトで確認ください

・経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

[www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/)

・(財)安全保障貿易情報センター(CISTEC システック)

[www.cistec.or.jp/](http://www.cistec.or.jp/)

## ■お客様へのお願い

・当社製品を輸出または非居住者に提供される際、外為法等に定める許可が必要な場合には、お客様の責任により、法令にしたがい、経済産業大臣の輸出許可または役務取引許可の取得等、必要な手続きをお取りください。

・当社製品を外為法等で定める大量破壊兵器等の開発等、および通常兵器の開発等には、一切使用しないでください。

・外為法等によりリスト規制される当社製品を廃棄する場合は、違法に輸出されることのないよう、完全に破壊する等の必要な措置をお取りください。

・当社製品を再販売される場合は、再販売先に対して、上記3項を守っていただくようお願いいたします。

・上記趣旨のお願いを「確認書」あるいは「誓約書」として当社に提出いただくことがありますので、その際はご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。